地方分権改革を推進する新たな仕組みの導入に係る提言について

現行の「地方分権改革に関する提案募集(以下、提案募集方式)」では、地方における支障事例に基づき地方分権を進める取組として、農地転用許可の権限移譲等が実現されるなど一定の成果があった。一方で、行政実務上の支障事例の解決を主な目的とする提案募集方式では、大括りの権限移譲が進まない現状もある。

今後、急速な人口減少やグローバル化の進展など地方を取り巻く情勢が変化する中、現行の国、都道府県、市町村にこだわらない抜本的な地方分権改革の実現が不可欠であり、支障事例にかかわらず大括りの地方分権を推進する新たな仕組みを検討するよう、以下のとおり提言する。

1 地方分権改革を推進する新たな仕組みの導入

(1) 新たな国と地方のあり方の検討

地方分権を実現するには、国の役割を外交、防衛等に限定し、それ以外の事務・権限は地方が幅広く担うことを憲法にこそ規定する必要がある。 このため、国と地方の新たな役割分担を前提とした地方の統治機構のあり 方等について、地方制度調査会を活用して検討すること。

(2) 実証実験方式の導入

地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する「実証実験 方式」を実施するため、地方分権有識者会議に新たな専門部会を設置する こと。

2 提案募集方式の見直し

新たな地方分権改革の仕組みを導入するまでの間は、地方分権を推進する方法として現行の提案募集方式を以下のとおり見直すこと。

(1) 国の事務を限定する観点からの提案の検討

事務・権限の移譲の提案については、本来、国において支障事例を立証 すべきものであることから、地方側から具体的な支障事例がなくても関係 府省との調整を行うこと。

(2) 再提案の取り扱いの見直し

過去に提出された提案と同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すること。

(3)提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

制度の見直し等において、地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会において提案団体が発言する機会を付与すること。

(4)提案の実現に向けたフォローアップ

「引き続き検討を行う」とされた提案については、地方側からの再提案がなくても関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。